

諮問庁 龍郷町長 竹田泰典  
諮問日 令和7年8月22日  
答申日 令和7年9月 5日

## 答 申 書

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和7年2月27日に提起した審査請求は却下されるべきである。

### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、第2子を里帰り出産するために、第1子の保育について龍郷町以外の保育施設を利用する広域入所制度を利用して、令和7年4月1日よりA市又はB町の保育園に入所させたいと考え、令和7年1月27日、龍郷町長（以下「処分庁」という。）に対して広域保育園入所申請書及び関係書類一式（以下「申請書等」という。）を提出した。
- 2 処分庁は、令和7年2月21日付けで文書「広域保育所入所に関する協議依頼について」を作成し、25日までにはA市及びB町あてに普通郵便扱いで申請書等を送付した。
- 3 令和7年2月26日、審査請求人がA市の担当部課に電話したところ、処分庁からの申請書等が届いていることが確認できなかった。同日の午後に審査請求人が処分庁の窓口を訪ねたところ、A市からの連絡を受けた処分庁からA市への広域入所申請が保育施設第2次入園の受付期間までに間に合わなかったことを知らされた。A市の保育施設第2次入園の受付期間は、令和7年1月31日までであった。  
翌日2月27日、審査請求人がB町の担当部課に電話したところ、処分庁からの申請書等が届いておらず、処分庁との協議を行った事実も確認できなかった。
- 4 令和7年2月27日、審査請求人は処分庁あてに、A市及びB町の保育園への広域入所の申込みをしたにもかかわらず申請書等を両市町に送付しなかったこと及び処分庁が申請書等の送付を遅滞させたことを隠すために虚偽の説明をしたことは不当であり、申請書等の送付が遅滞したことから生じる不利益に対する賠償、審査請求人に対する処分庁の報告、関係者の処分等を求めて、審査請求を行った。
- 5 処分庁からの広域保育所入所に関する協議依頼については、A市との関係では3月7日までには協議が受けられ、3月13日には電話にて第2次希望に内定が出たと通知された。B町との関係では2月27日にはB町の担当者と連絡を取り、3月14日までには広域保育所入所に関する協議が受けられ、3月18日、B町長は処分庁あてに管外受入承諾書を送付し、処分庁は3月21日付けで受付けた。

### 第3 事実関係

- 令和7年2月27日 審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、本事案に対する審査請求を行った。
- 令和7年4月14日 行政不服審査法第9条に基づき審理員が指名された。
- 令和7年5月16日 処分庁より弁明書が提出された。
- 令和7年6月16日 審査請求人より反論書が提出された。
- 令和7年7月 3日 審理員より審理員意見書が提出された。

### 第3 審理関係人の主張及び審理員の判断

審理関係人の主張及び審理員の判断の要旨は以下のとおりである。

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 令和7年1月27日、処分庁に対して申請書等を提出したにもかかわらず、処分庁は、令和7年2月21日付けで文書「広域保育所入所に関する協議依頼について」を作成し申請書等をA市及びB町あてに郵送するまで申請手続を遅延させた。その結果、利用希望保育所の入所認定が遅れた。
- (2) 処分庁は2月21日にA市あてに投函したと説明しているが、26日以降に投函した事実を隠蔽しようとしている虚偽の説明である。
- (3) 申請手続の段階で、虚偽の説明や事実の隠蔽があり、精神的なストレスを被った。
- (4) 処分庁が申請を遅滞させたことを隠蔽した虚偽の説明をしたことは行政不服審査法上の不当な行為に該当し、申請が遅滞したことから生じた不利益に対する補償、事案に対する処分と報告を求める。

#### 2 処分庁の主張

審査請求人から1月27日に申込みを受け付けた広域入所に関する申請関係書類をただちにA市及びB町あてに送付することなく、2月21日付けで当該自治体あてに「広域保育所入所に関する協議依頼」を作成し送付するにいたった遅延はあったが、その後、3月18日付けでB町から管外受入承諾となっており、また、A市からは、電話にて内定の確認ができており、最終的に入所ができることとなったため、本件処分は適法かつ妥当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 3 審理員の判断

- (1) 2月25日に普通郵便で配送された場合、中3日の3月1日にA市に到着するが、3月1日・2日が土日のため、A市役所担当窓口への到達は3月3日（月）が通常であると確認した。2月27日に郵便で配送した場合、中3日の3月3日（月）到着、同日A市役所に配送される可能性が高いとのことである。このことにより、2月26日に処分庁担当課が審査請求人に対して行った説明が虚偽であったとは認定できない。
- (2) 「令和7年2月21日に申請書を役場前郵便ポストへ投函した」とする処分庁担当課の電話での説明に対して、処分庁の弁明書では「2月21日夕方に協議依頼書を普通郵便で総務課ボックスへ」と記載されていることについては、日常的に多くの書類発送事務が発生している中で、処分庁担当課が電話口で説明した内容

において総務課ボックスを役場前郵便ポストと間違えるなどの錯誤が生じていた可能性があり、虚偽の説明を行ったとまでは認定できない。

- (3) 本件入所手続きについては、審査請求人による処分庁への申請から決定までの期間に遅延は生じているものの、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、広域入所申請（協議依頼）がなされ、その後に受入れ承諾が決定していることを鑑みると、行政不服審査法第1条にいう「違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」には当たらない。
- (4) 本事案について、行政不服審査法上、不当な点はない。本事案において審査請求人が受けたとする精神的なストレスについては、行政不服審査法上の審理対象とはならない。
- (5) 本件審査請求には行政不服審査法上の審査すべき理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 審査会の判断等

##### 1 審査会の調査審議の経過は、以下のとおりである。

- (1) 令和7年8月22日 審査庁からの諮問を受けた。
- (2) 令和7年9月5日 諮問の審議及び答申案の審議を行い答申を決定した。

##### 2 審査会の判断の理由

###### (1) 広域保育所入所について

本件審査請求の対象となった広域保育所入所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6の規定に基づき、保育を必要とする児童を居住地と異なる市町村の保育所へ入所させる制度をいう。

区域内に住所を有する児童を区域外の保育所に入所させる管外入所の申込みがあったときは、市町村長は保護者の希望する保育所が所在する市町村長と入所委託に関する協議を行うものとし、協議の結果、当該管外入所先の市町村長が承諾又は不承諾を決定する。

したがって、保護者からの管外入所申込みを受けた場合、保護者が居住する市町村長が当該管外入所先の市町村長と協議に入ることは管外入所の承諾又は不承諾を決定する際の必須要件とされている。

###### (2) 処分庁の不作为に関する主張について

行政不服審査法第3条は「不作为についての審査請求」として「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作为についての審査請求をすることができる。」と規定しているところ、審査請求人は、令和7年2月26日の時点で処分庁と当該管外入所先の市町村長との協議がまだ開始されていないと感じて、処分庁に不作为があったとして翌2月27日に審査請求を行ったものである。

処分庁からは、1月27日に審査請求人から申込みを受け付けた後、1月30日に

A市と連絡をとったとの弁明はなされているが、2月21日頃まで約3週間にわたって書類一式を送付することなく、A市及びB町との協議がなされないまま放置していたことが認められる。

しかし、処分庁は2月25日頃にはA市及びB町あてに申請書等を送付し、A市との関係では3月7日までは協議が受け付けられ、3月13日には電話にて第2次希望に内定が出たと通知された。B町との関係では2月27日にはB町の担当者と連絡をとり、3月14日までは広域保育所入所に関する協議が受け付けられ、3月18日付けでB町から管外受入承諾の決定が送達された。

広域保育園入所に関する処分庁への申込みからA市及びB町への協議依頼、当該市町間での協議及びA市及びB町による承諾（処分）までの一連の経過を総合すると、法令に基づく申請に対して何らの行政処分をしないことを内容とする行政庁の不作为は存在せず、審査請求の要件である「当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为がある場合」（行政不服審査法第3条）に該当しないものと判断するのが妥当である。

したがって、処分庁の不作为を理由とする本件審査請求は不適法である（行政不服審査法第45条）。

(3) 処分庁が申請書等の送付を遅滞させたことを隠蔽する虚偽の説明等をしたとの主張について

審査請求人は、令和7年2月26日処分庁が申請書等の送付を遅滞させたことを隠蔽した説明は虚偽であり、違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たると主張する。

処分庁によるA市及びB町あて広域保育所入所に関する申込みの経過等についての処分庁の説明や電話での対応が十分かつ適切なものでなく、審査請求人の心証を害したであろうことは理解できるが、処分庁による説明、電話での対応等は行政不服審査法第2条に規定する審査請求の要件である行政庁の処分には当たらない。

また、審査請求人が虚偽の説明によって受けたと主張する精神的なストレスに基づく賠償及び審査請求人に対する処分庁の報告、関係者の処分の請求は行政不服審査法上の審査対象には当たらない。

したがって、処分庁が申請書等の送付を遅滞させたことを隠蔽した虚偽の説明を行ったこと等を理由とする本件審査請求は不適法である（行政不服審査法第45条）。

3 以上により、審査会は「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

4 付言

審査会の結論を左右するものではないが、本件では、処分庁が1月27日に審査請求人から広域保育所入所申込みを受け付けた後、2月21日頃まで約3週間にわたって通常要する事務処理を放置していたこと、2月26日になって管外受入れ先市町にまだ書類が届いていないことを知り説明を求めた審査請求人に対して丁寧で十分な説明がなされなかったことが認められる。処分庁にあつては、対応に足りないところが

あったことを反省し、今後の事務処理に関する業務改善・指導に取り組む必要があることを付言する。

龍郷町行政不服審査会

委員

委員

委員